

通所介護

日常生活支援総合事業通所型サービス

重要事項説明書

通所介護・日常生活支援総合事業通所型サービスの提供に当たり、事業所の概要や提供されるサービスの内容、利用上の留意事項等の重要事項について次のとおり説明します。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	株式会社 YHC
主たる事務所の所在地	〒981-0212 宮城県宮城郡松島町磯崎字磯崎9番の1
代表者（職名・氏名）	代表取締役 阿部 芳美
設立年月日	平成26年 6月 6日
電話番号	022-354-3476

2. 事業所の概要

事業所の名称	デイサービス心音		
事業所の所在地	〒989-6225 宮城県大崎市古川塚目字北原64番 〒989-6223 宮城県大崎市古川字本鹿島58番2号		
電話番号	0 2 2 9 - 8 7 - 8 8 5 8 0 2 2 9 - 2 5 - 5 6 8 9		
F A X 番号	0 2 2 9 - 8 7 - 8 8 5 9 0 2 2 9 - 2 5 - 5 6 9 9		
指定年月日・事業所番号	令和4年11月1日指定	0471502757	
実施単位・利用定員	1単位	定員25人 サテライト10人	
通常の事業の実施地域	大崎市（旧古川市、岩出山町、松山町、田尻町の一部）		
併設事業所	デイサービス心音サテライト		
第三者評価の実施の有無	有 ・ 無	実施した直近の年月日	
実施した評価機関の名称		評価結果の開示状況	

3. 運営の方針

- 通所介護の提供に当たっては、事業所の従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行うことによって、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。
- 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健医療・福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

- 食事の提供

食事の提供及び必要な介助を行います。

- ・入浴（一般浴）

入浴サービスの提供及び必要な介助を行います。

- ・個別機能訓練

利用者の心身の状況にあわせ個別機能訓練計画を作成し、それに基づいて日常生活を送るのに必要な機能の回復、または、減退を防止するためにゲーム、体操等を取り入れ楽しくできるように実施します。

- ・日常生活動作の機能訓練

利用者が日常生活を営む上で必要な機能の減退を防止するための訓練、利用者の心身の活性化を図るためのレクリエーション等を行います。

- ・健康状態の確認

体調や血圧等の確認を行います。

- ・送迎

居宅から事業所までの送迎及び乗降の介助を行います。

- ・日常生活における相談及び助言

利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行います。

- ・その他日常生活上の援助

利用者に必要な日常生活上の世話及び援助を行います。

5. 営業日時

営業日	月曜日から日曜日まで
営業時間	午前8時30分から午後5時30分まで
サービス提供時間	午前9時00分から午後4時15分まで

6. 事業所の従業員の体制

職種	常勤		非常勤	
	専従	兼務	専従	兼務
管理者	人	1人		
生活相談員	人	3人	人	1人
看護職員	人	人	人	3人
介護職員	人	3人	10人	1人
機能訓練指導員	人	人	人	3人

7. 利用料等

サービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、お支払いいただく「利用者負担金」は、原則として基本利用料に利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額です。

ただし、支払方法が償還払いとなる場合には、利用料の全額をお支払いいただきます。支払いを受けた後、事業所からサービス提供証明書を発行しますので、市町村の介護保険担当窓口へ提出し、後日払い戻しを受けてください。

（１）通所介護の利用料

【基本部分：通所介護費】（通常規模型）

所要時間	利用者の 要介護度	通所介護費（１回あたり）				
		単位 数	基本利用料	利用者負担金 （自己負担１割の場 合）	利用者負担金 （自己負担２割の場 合）	利用者負担金 （自己負担３割の場 合）
7時間以 上 8時間未 満	要介護１	658	6,580円	658円	1,316円	1,974円
	要介護２	777	7,770円	777円	1,554円	2,331円
	要介護３	900	9,000円	900円	1,800円	2,700円
	要介護４	1,023	10,230円	1,023円	2,046円	3,069円
	要介護５	1,148	11,480円	1,148円	2,296円	3,444円

※ 通常のサービス提供時間は7時間以上8時間未満になります。それ以外のサービス提供時間につきましては個別にお問合せください。

【加算・減算】

要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算又は減算されます。

加算等の種類	加算・減算額（１回あたり）				
	単位 数	基本利用料	利用者負担金 （自己負担１割 の場合）	利用者負担金 （自己負担２割 の場合）※（注 ２）参照	利用者負担金 （自己負担３割 の場合）※（注 ２）参照
入浴介助加算（Ⅰ）	40	400円	40円	80円	120円
科学的介護推進体制 加算（月１回）	40	400円	40円	80円	120円
個別機能訓練加算Ⅰ イ	56	560円	56円	112円	168円
送迎減算 （片道につき）	▲47	▲470円	▲47円	▲94円	▲141円
介護職員等処遇改善 加算（Ⅱ）ロ	（基本利用料＋各種加 算減算）の11.8%		左記額の１割	左記額の２割	左記額の３割

（注１）介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

（注２）上記の利用者負担金は目安の金額であり、円未満の端数処理等により多少の誤差が生じることがあります。

【基本部分：日常生活支援総合事業通所型サービス費】

利用者の要介護度	通所介護費（１月あたり）				
	単位 数	基本利用料	利用者負担金 （自己負担１割の場 合）	利用者負担金 （自己負担２割の場 合）	利用者負担金 （自己負担３割の場 合）
週に1回程度利用（総 合事業及び要支援1）	1,798	17,980円	1,798円	3,569円	5,394円
週に2回程度利用（総 合事業及び要支援2）	3,621	36,210円	3,621円	7,242円	10,円

【加算】

要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算等の種類	加算額（1月あたり）				
	単位数	基本利用料	利用者負担金 （自己負担1割 の場合）	利用者負担金 （自己負担2割 の場合）※（注 2）参照	利用者負担金 （自己負担3割 の場合）※（注 2）参照
科学的介護推進体制 加算（月1回）	40	400円	40円	80円	120円
介護職員等処遇改善 加算（Ⅱ）ロ	（基本利用料＋各種 加算減算）の11.8％		左記額の1割	左記額の2割	左記額の3割

（注1）上記の利用者負担金は目安の金額であり、円未満の端数処理等により多少の誤差が生じることがあります。

（2）その他の費用

食費	昼食代725円 おやつ代を含む
おむつ代等	紙おむつ120円/枚 パッド50円/枚 リハビリパンツ120円/枚
交通費	通常の事業の実施地域を越えて行う送迎に係る費用として、通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道10円/kmをいただきます。
その他	上記以外の日常生活において通常必要となる経費であって、利用者負担が適当と認められるもの（利用者の希望によって提供する日常生活上必要な身の回り品など）について、費用の実費をいただきます。

（3）キャンセル料

利用予定日の前にサービス利用の中止又は変更をすることができます。

この場合には、利用予定日の前営業日17時までに事業所に申し出てください。利用日の前営業日17時までに連絡がなく、サービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料をいただきます。ただし、利用者の体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料はいただきません。

キャンセルの時期	キャンセル料
ご利用日の前営業日17時までに ご連絡いただいた場合	無料
ご利用日の前営業日17時までに ご連絡がなかった場合	食費代相当725円

（4）支払い方法

毎月、10日までに前月分の利用料の請求をいたしますので、27日までにお支払ください。

お支払方法は、銀行・郵便局の指定口座からの引き落とし、銀行振り込み、現金払いの中からご契約の際に選択できます。

8. サービスの利用に当たっての留意事項

- ・サービスの利用中に気分が悪くなったときは、すぐにお申し出ください。
- ・複数の利用者の方々が同時にサービスを利用するため、周りの方のご迷惑にならないようお願いします。
- ・送迎時間につきましては、交通事情等で予定時刻より5～30分到着が遅れる場合があります。遅れる場合にはできるだけご連絡いたします。ご了承ください。
- ・利用者様の体調不良等を除き、準備ができていない等の事情で時間に遅れた場合、他の利

用者様にご迷惑をかけてしまうため長時間待機することはいたしかねますので、送迎サービスが受けられない場合があります。

- ・送迎は原則として、玄関までのお迎え、お送りをいたします。身体的・環境的等の諸事情がある場合には、ご本人、ご家族様と話し合いを行い、提供できる範囲の送迎サービスを提供させていただきます。

- ・持ち込みの制限

以下のものは原則として持ち込むことができません。

火気等、刃物等の危険物

なまもの

高額な金品（金品に関してはご自身の責任により管理してください。当デイサービスでは責任を負いかねます。）

- ・施設内の設備・器具は本来の用法に従ってご利用ください。
- ・サービス利用中の喫煙はご遠慮ください。
- ・サービス利用時間中の外出は認められておりませんのでご了承ください。（サービス内容としてのドライブ・買い物は除きます。）
- ・利用者の方々の間での金品の貸し借り、受け渡しはご遠慮ください。
- ・施設内での宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。

9. 秘密保持及び個人情報の保護

- ・事業者及びその従業者は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、在職中及び退職後において、第三者に漏らしません。これは、この契約終了後も同様とします。
- ・事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。
- ・事業所は、利用者の個人情報については利用者から、その家族の個人情報についてはその家族から予め文書で同意を得ない限り、利用者の居宅サービス計画等の立案のためのサービス担当者会議、居宅サービス事業者等との連絡調整等において、利用者又はその家族の個人情報を用いませぬ。

10. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記の主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

利用者の主治医	医療機関の名称 氏名 所在地 電話番号	
緊急連絡先 (家族等)	氏名（利用者との続柄） 電話番号	

11. 事故発生時の対応

通所介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

12. 苦情相談窓口

サービス提供に関する苦情や相談は、下記の窓口でお受けします。

(1) 事業所の窓口

事業所相談窓口	電話番号 0229-87-8858 受付時間 月曜日から金曜日 8時30分から17時30分 担当者名 阿部芳美

(2) その他苦情申立の窓口

苦情受付機関	古川地域包括支援センター	電話 0229-87-3113
	大崎市高齢障がい福祉課	電話 0229-23-6125
	宮城県国民健康保険団体連合会	電話 022-222-7700

13. 非常災害対策

- ・事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する具体的な防災計画を作成します。
- ・事業所は、防災計画に基づき、年1回、利用者及び従業者等の避難、救出その他必要な訓練を行います。

14. サービスの終了

次の場合にサービスは終了となります。

(1) 利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の7日前までに文書でお申し出下さい。

ただし、利用者の病変、急な入院等やむを得ない事情がある場合は、予告期間が3日以内の通知でもこの契約を解約することができます。

(2) 事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合があります。その場合は、1ヶ月前までに文書で通知します。

(3) 自動終了

次の場合は、双方の通知がなくても、自動的に契約を終了いたします。

- ・利用者が介護保険施設へ入院又は入所した場合
- ・利用者の要介護状態区分が要支援又は自立となった場合
- ・利用者が死亡した場合

(4) その他

①次の場合は、利用者は文書で解約を通知することにより、直ちにサービスを終了することができます。

- ・事業者が、正当な理由なくサービスを提供しない場合
- ・事業者が、守秘義務に反した場合
- ・事業者が、利用者やその家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
- ・事業者が、倒産した場合

②その他、利用者は契約更新を希望しない場合、利用料等の変更に対して同意することができない場合には契約を解約することができます。

③次の場合は、事業者は文書で解約を通知することによって直ちにサービスを終了させていただきます。

- ・利用者の利用料等の支払いが3ヶ月以上遅延し、利用料等を支払うよう催告したにも拘らず、別途定めた期限内に支払われなかった場合
- ・利用者又はその家族が事業者や従業者又は他の利用者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合